

中山間地域等直接支払制度（第6期対策）について

1 中山間地域等直接支払制度とは？

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年間以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

いわき市においては、平成12年度（第1期対策）から令和6年度（第5期対策）までの25年間、同制度に取り組み、令和7年度からは第6期対策がスタートいたしました。

2 交付金の対象になる地域、農用地は？

対象地域

特定農山村法指定地域及び県知事指定地域（特認地域）かつ地域計画区域内の地域

対象農用地

農振農用地区域内の一団の農用地（1ha以上）で次のいずれかを満たすもの

- ・ 急傾斜農用地
- ・ 自然条件により、小区画・不整形な田
- ・ 緩傾斜農用地、若しくは高齢化率が高く、かつ耕作放棄地率の高い集落の農地で、市長の判断により対象となる農用地

3 交付金を受けるためには？

交付金を受けるためには、集落等で話し合いを行い、農地の管理方法や役割分担を取り決めた集落協定を締結し、5年間以上の農業生産活動を継続する必要があります。

4 どんな活動をしたらいいの？

○耕作放棄地の発生防止の活動や、水路・農道などの共同管理活動。

○農業を継続するためのサポート体制を整えるなどの、地域の農地を守っていくためのより前向きな活動等。

5 交付金は何に使えるの？

集落協定の中に定めた内容に関わる活動に対して使えます。

6 交付金はいくらもらえるの？

交付金は、集落協定に定めた対象農地の面積に、地目及び傾斜区分毎の交付単価を乗じた金額が交付されます。

※傾斜農用地等の１０ａ当たりの交付単価

地 目	区 分	８ 割 単 価	通 常 単 価
田	急傾斜	１６，８００円	２１，０００円
	緩傾斜	６，４００円	８，０００円
畑	急傾斜	９，２００円	１１，５００円
	緩傾斜	２，８００円	３，５００円
草 地	急傾斜	８，４００円	１０，５００円
	緩傾斜	２，４００円	３，０００円
採草放牧地	急傾斜	８００円	１，０００円
	緩傾斜	２４０円	３００円

※ この他、要件に応じて、加算措置があります。